

第 3 3 回 農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

令和5年3月27日、第33回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	一欠	員一
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

8番	田中	世一
----	----	----

附議した案件

- | | | |
|-----|---------|--|
| (イ) | 議案第179号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) | 議案第180号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) | 議案第181号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ニ) | 議案第182号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (ホ) | 議案第183号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (ヘ) | 議案第184号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| (ト) | 議案第185号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (チ) | 議案第186号 | 令和5年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について |
| (リ) | 議案第187号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について |
| (ヌ) | 報告第68号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| (ル) | 報告第69号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| (ヲ) | 報告第70号 | 農政委員会開催報告について |
| (ワ) | 報告第71号 | 農地委員会開催報告について |

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 13時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第33回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名

を致し

ます。
2番、横田 千秋 委員。
4番、長谷川 孝二 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 2月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。3月15日、北海道農業会議、第94回通常総会及び、令和5年度市町村農業委員会会長・事務局長会議が札幌市において開催され、それぞれ会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第179号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)から(3)について、事務局から説明をお願いします。

農地係長 上程になりました議案第179号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(3)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字武佐20線73番地、熊谷 正。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 15,950 m²、他 1 筆、計 32,942 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 5 年 3 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

なお（2）につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し一括して説明いたします。

3 ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 18,352 m²、他 2 筆、計 52,319 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 31 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 5 年 3 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この 2 件については、議案第 184 号（18）から（20）に関連するもので、現在賃貸借している農地について、貸主及び隣接農家に売渡し、所有権移転するため、期間内解約するものです。4 ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、（公財）北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 14,100 m²、他 1 筆、計 66,740 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和 2 年 9 月 29 日から令和 7 年 7 月 26 日まで。5、合意解約成立の日、令和 5 年 3 月 13 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 184 号（24）に関連するもので、現在賃貸借している農地について、借主が後継者に経営移譲することから、借主の名義を変更して再契約するため、期間内解約するものです。以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程４、議案第１８０号「現況証明願いについて」を上程致します。（１）について、地区推進班から説明をお願いします。

（挙手あり）中村委員。

中村委員 上程になりました議案第１８０号「現況証明願いについて」（１）について説明いたします。６ページをお開きください。

（１）１、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 55,770 ㎡内 478.66 ㎡、利用状況、雑種地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は７ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は、農業振興地域内の農業用施設用地で、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和５年３月２３日に第２地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（２）について、地区推進班から説明をお願いします。

（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第１８０号（２）について説明いたします。８ページをお開きください。

（２）１、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 36,634 ㎡内 1,250.53 ㎡、利用状況、宅地。３、申請の理由。地目変更登記申請のため。４、見取図は９ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は、農業振興地域内の農業用施設用地で、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和５年３月２３日に第２地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程５、議案第１８１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程致します。（１）（２）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）武田委員。

武田委員 上程になりました議案第１８１号「農地法第３条の規定による許可申請について」（１）（２）について説明いたします。１１ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積4,310㎡、利用目的、牧草畑、他26筆、計669,638㎡。3、許可を受けようとする事由。

貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和15年3月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計1,113,959.40㎡、家畜、牛112頭。7、見取図は13、14ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

15ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、
〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字○○○○○○番地○、公簿、畑、現況、畑、面積 48,712 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 48,724 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。

賃貸借の設定。5、期間、令和5年4月1日から令和9年3月31日まで。6、価格。年170,000円。7、資金調達法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計1,281,811.09㎡、家畜、牛385頭。9、見取図は16ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、相対で賃貸借している農地の再設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、報告第68号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 報告第68号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。76ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、許可年月日、許可番号。令和4年4月25日付、中農委4第令4-1号。

3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的、砂利、黒墨、土採取。5、事業計画の期間。令和4年4月26日から令和5年4月25日まで。6、事業完了年月日。令和4年12月31日。7、完了検査年月日につきましては、令和5年3月23日、第3地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程 7、議案第 182 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程致します。(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第 182 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。18 ページを開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 4,294 m²内 313 m²、他 2 筆、合計 9,953 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利、黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和 5 年 4 月 26 日から令和 6 年 4 月 25 日まで。5、見取図については、19 ページのとおりとなっております。申請地については、平成 7 年からの継続地であり、今回の申請面積は、9,953 m²となっております。令和 5 年 3 月 23 日第 3 地区推進班にて現地調査を実施し、地下資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 4 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
(2) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第 182 号(2) について説明いたします。20 ページを開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 47,591 m²内 954.18 m²。3、許可を受けようとする事由。後継者住宅建設のため。4、転用の期間。許可日から永年まで。5、見取図については、21 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇氏の後

継者住宅を建設するため申請があったものです。申請面積については、954.18㎡で、令和5年3月17日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は、農業用施設に隣接し、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。なお、本件は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程8、報告第69号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。
(1)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第69号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。78ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和4年3月16日付、中農委5第令3-6号。
3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇〇番〇、他2筆。4、転用目的。砂利採取。5、事業計画の期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。
6、事業完了年月日。令和5年2月16日。7、完了検査年月日につきましては、令和5年2月24日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程 9、議案第 183 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1) と (2) の 2 回に分けて審議を致します。(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 183 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(1) について説明致します。議案の 23 ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町○○○○○番地○、○○ ○○。
借主、中標津町○○○条○○丁目○番地、○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。
2、許可を受けようとする土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 51,060 m²内 18,111 m²。3、許可を受けようとする事由。砂採取のため。4、転用の期間。令和 5 年 4 月 25 日から令和 6 年 4 月 24 日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂 24,009 m³。7、最大切深。5.0m。8、見取図については、24 ページのとおりとなっております。
この案件につきましては、砂採取のため申請があったものです。申請地については、令和元年からの継続地で、今回の申請面積は、18,111 m²となっております。令和 5 年 2 月 24 日第 1 地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第 5 条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第 183 号(1) について、これを北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○委員の退席をお願い致します。

(～○○委員退席後～)

(2)について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 議案第183号(2)について説明致します。議案の25ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○○○○○○○○○○、
代表取締役、○○ ○。

2、許可を受けようとする土地の表示。字○○○○線○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積10,349㎡、他1筆、計、13,637㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、26ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を増設するにあたり、現在の施設用地では不足する状況となったため、隣接している一部農地を転用して建設するものであり、申請面積は13,637㎡となっております。令和5年3月23日第3地区推進班で現地調査を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第183号(2)について、これを北海道農業会議へ意見聴取することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第183号(2)について、これを北海道農業会議へ意見聴取することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
(～〇〇委員着席後～)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程 10、議案第 184 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1) から (7) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 184 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (7) について、説明いたします。

議案の 28 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町丸山 2 丁目 22 番地、中標津町長、西村 穰。

借主、中標津町字〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 482,353 ㎡内 133,000 ㎡、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 216,000 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 432,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 1,398,495.03 ㎡、家畜、牛 473 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、34 ページのとおりです。なお(2) から(6)につきましても、貸主が同一であり、見取り図につきましても 34 ページ、35 ページのとおりでありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。29 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 600,097 ㎡内 52,000 ㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 104,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 565,429 ㎡、家畜、牛 78 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。6、価格。年366,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計2,074,619㎡、家畜、牛749頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の6件につきましては、1年ごとの賃貸借契約期間満了に伴い、再設定するものであり、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

36ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,323㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年184,0000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、経営地、計743,979.22㎡、経営作目、てん菜、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、37ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)から(21)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第184号(8)から(21)について、説明いたします。

議案の38ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇

○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、原野、現況、畑、面積 22,080 m² 内 3,500 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 9,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 2,190,085.75 m²、家畜、牛 971 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、47、48 ページのとおりです。

なお、(9)(10)につきましては貸主が同一であり見取図も 47・48 ページのとおりになりますので、借主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

39 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○線○○○番地、○○○○○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、山林、現況、畑、面積 1,983 m²、利用目的、普通畑、他 2 筆、計 48,291 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 182,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 902,792.86 m²、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

議案の 39 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○線○○番○、公簿、山林、現況、畑、面積 4,820 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで。6、価格。年 14,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 443,892.86 m²、経営作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この 3 件につきましては、○○氏から所有農地を賃貸借したい旨の申出があり、あっせん協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。41 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○線北○○番地、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○線○○○番1、公簿、畑、現況、畑、面積19,916㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年5月1日から令和10年4月30日まで。6、価格。年588,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計2,190,085.75㎡、家畜、牛971頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、47、48ページのとおりです。

なお、(12)から(14)につきましては貸主が同一であり見取図も47・48ページのとおりになりますので、借主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。

議案の43ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○線○○○番地○、(有)○○○○、取締役、○○ ○○、○○。

2、土地の表示。字○○○○線○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積48,445㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年5月1日から令和10年4月30日まで。6、価格。年503,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、6人、農従者、6人、経営地、計1,990,804㎡、家畜、牛718頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。45ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字○○○○線○○○番地、○○○○○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○

2、土地の表示。字○○○○○○番、公簿、原野、現況、畑、面積3,325㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年5月1日から令和10年4月30日まで。6、価格。年12,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計902,792.86㎡、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。46ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 4,267 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年5月1日から令和10年4月30日まで。6、価格。年 258,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 443,892.86 m²、経営作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

以上の4件につきましては、〇〇氏から所有農地を賃貸借したい旨の申出があり、あっせん協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

49 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 18,642 m²内 17,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年 404,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、1 人、農従者、1 人、経営地、計 2,214,532.75 m²、家畜、牛 971 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、55 ページのとおりです。なお、(16)(17)につきましては貸主が同一であり見取図も 55 ページのとおりになりますので、借主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。51 ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,375 m²内 13,600 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年 334,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 524,500 m²、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

53 ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(南)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇、〇、〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,803 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。6、価格。年 496,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、6 人、農従者、6 人、経営地、計 1,980,523 m²、家畜、牛 718 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

56ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳、〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 16,992 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,189,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、1,100,000 円、自己資金 89,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者 5 人、経営地、計 650,494 m²、家畜、牛頭 58 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59 ページのとおりです。

なお、(19)(20)につきましても譲渡人が同一であり、見取図も59ページのとおりととなりますので、借主の氏名等を省略し、一括してご説明いたします。57ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 15,950 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,084,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、1,000,000 円、自己資金 84,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6 人、農従者 4 人、経営地、計 1,108,960 m²、家畜、牛頭 168 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。

58ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 18,352 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,975,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,900,000 円、自己資金 75,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者 5 人、経営地、計 877,933 m²、家畜、牛頭 267 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。

この3件につきましては、〇〇氏が賃貸借している所有農地について、売り払いたい旨の申し出があったため、近隣農家で協議の末、譲受人を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

60ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線北〇〇番1、公簿、畑、現況、畑、面積 24,980 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,848,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金、1,800,000 円、自己資金 48,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5 人、農従者 5 人、経営地、計 650,494 m²、家畜、牛頭 58 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、61 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏が所有している農地について、売り払いたい旨の申し出があったため、近隣農家で協議の末、譲受人を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) から (21) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(22) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第184号(22)について、説明いたします。

議案の 62 ページをお開きください。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 93,403 m²、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 191,889 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。6、価格。年 647,500 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 1,354,909.82 m²、家畜、牛 424 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、63 ページのとおりです。この案件につきましては、期間満了に伴い、農地を借主が設立した農地所有適格法人に再度、賃貸借契約するものであります。

別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(22)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(23)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 184 号(23)について、説明いたします。
議案の 64 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇 〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,100 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 66,740 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲により、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 5 年 3 月 25 日から令和 7 年 7 月 26 日まで。6、価格。年 69,920 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 584,529 m²、家畜、牛 152 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、65 ページのとおり

です。この案件につきましては、借主の経営移譲に伴い、後継者に変更して、賃貸借の設定をするものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程11、議案第185号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第185号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。67ページをお開きください。
令和4年度分といたしまして(有)〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、以上2件の提出がありました。令和5年3月9日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。

日程12、報告第70号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員長

長谷川委員

報告第70号「農政委員会開催報告について」説明いたします。80ページをお開きください。令和5年2月24日役場3・4号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1、令和6年度農業施策と予算に関する要望、意見の検討について。本年5月31日に開催予定の、全国農業委員会会長大会にあせて行われる、北海道選出国會議員に対する要請活動における要望、意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行い、本農業委員会の要望、意見を求められたものであります。

協議結果。本農業委員会としては、事務局提出のとおり、以下の7項目を要望、意見とする結論となったところであります。

1、地理情報共通管理システムの管理・運用に係る財源措置について。地域計画（人・農地プラン）の法定化に伴う、タブレットを活用しての現状・目標地図の作成や、オンラインによる農地情報の公開システム等の、根幹となる地理情報共通管理システムの運用上、地番図及び、航空写真等の最新データの更新は不可欠である。それらのデータ取得に係る経費等についての最大限の予算を確保すること。

2、新型コロナウイルス感染症の影響緩和について。乳製品等における消費回復・喚起に加え、在庫対策等、経営の維持・発展等に向けた支援対策の継続と、充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

3、国際交渉における、基本的な姿勢と国内対策の着実な実施について。農業・農産物の貿易を含む、他国との協定等の発効に伴う影響を継続的に検証し、国会で審議する際には、その審議過程の透明性を確保すること。さらに、食糧の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。

4、農業生産基盤の強化について。離農者の農業用施設等の解体撤去や、農地への復元、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

5、北海道の実態に即した、担い手への農地集積支援対策等の推進について。現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による、貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが望ましく、所有権移転を含めた、農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除について大幅に引き上げること。（離農後直ちに譲渡した場合と、貸借を行った後に譲渡した場合との間に、特別控除額の差を設ける等）

6、鳥獣被害対策の拡充・強化について。鳥獣被害について、農作物への食害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。また、抜本的に改善するため、鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

7、農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策について。1、ウクライナ情勢や円安基調等によって、燃油・肥料・飼料など価格の高騰が続いており、農業経営を圧迫していることから、将来にわたって安心して営農ができるよう、農家負担の軽減を図る生産資材高騰対策を講ずること。2、混迷する世界情勢を踏まえ、過度に輸入依存している現状から脱却し、自国の食料を自国で生産・消費できる幅広い政策を構築するため、食料自給率向上・生産基盤の強化、再生可能な所得補償政策など新たな食料安全保障政策と予算を確保すること。3、価格が高止まりした場合、現行制度では、助成額が減少又は助成の対象外となってしまうことから、持続可能な農業経営となる仕組みを構築すること。

2、令和5年度中標津町農業委員会総会開催日程について

本農業委員会の令和5年度総会日程について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。総会は昨年同様に月1回、年12回の開催とし、4月から11月までは午前10時30分から、12月から3月までは午後1時30分からの開催といたします。以上、農政委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
日程13、報告第71号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 高橋委員長。

高橋委員 報告第71号「農地委員会開催報告について」説明いたします。議案の84ページをお開きください。令和5年2月24日役場3・4号委員会室において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容。1. 令和5年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について。
中標津町農地移動適正化あっせん価格については、毎年農地委員会の検討結果に基づき総会において審議し、その年度の価格を決定しております。この度、令和4年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について協議し、次のとおり結論を得ております。

協議結果。本町における令和4年1月から12月の売買事例では、h a 当り 8

0 万円で取り引きされた事例はありません。
最も多く取り引きされた事例は、50 万円未満を除き、1 ｈ a 当たり 60 万円から 65 万円未満で全体の 28.6%、次に多く取引された事例は 65 万円から 70 万円未満が 16.5%で合わせると 45.1%となっております。
平均単価は、60 万 1 千円、対前年比 1 万 5 千円の下落となっております。
近年では、地区毎に農地価格の変動が出てきておりますが、当農業委員会の「農地あっせん事業」において不調となった事例はなく、農地流動化は順調に推移しております。本上限価格については、農業を取り巻く情勢は不透明であることから、現在の農地価格を見直す判断は困難であります。今後において、その情勢が明らかとなった場合には、対応が必要となる事もあると想定されますが、現状価格を見直すことは、農家自体の資産価値が変化することとなり、今後の経営への影響が懸念されます。以上、検討の結果、今後も地区毎に農地価格に差が出ることは考えられるが、順調に農地集積が行われ、生産意欲の向上及び農業経営の安定が必要であることから、令和 5 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、その上限価格を現行どおりのヘクタール当たり 80 万円が適正価格であるとの意見で一致したものであります。
以上、農地委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農地委員会の報告を終わります。
日程 14、議案第 186 号「令和 5 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」を上程いたします。提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案第 186 号「令和 5 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について」ご説明致します。69 ページをお開きください。令和 5 年度中標津町農地移動適正化あっせん価格について、次のとおりとする。1 ｈ a 当たり上限 80 万円。この案件につきましては、報告第 71 号にて高橋農地委員長から説明がありましたとおり、上限価格を現行の 80 万円で据え置くことで意見の一致をみております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 15、議案第 187 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 187 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の承認について」事務局よりご説明致します。71 ページをお開きください。
「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項に基づき、令和 4 年 5 月 27 日開催の第 23 回中標津町農業委員会総会で承認を得たところですが、この度令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法により、指針に揚げる内容が変更されたことから、修正した中標津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しましたので、ご承認いただきたく、お諮り願います。なお、この指針は同法第 7 条第 3 項に基づき、承認後公表致します。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 33 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14 時 32 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月5日

会 長 _____

2 番 _____

4 番 _____